

小樽市建築技術職員資格取得助成金交付要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築行政に関する専門的な知識及び技術の向上のため、自発的に資格取得を目指す職員を支援し、また、本市の業務を継続する上で必要な資格者を確保するとともに、建築技術職員の安定的な確保及び人材育成、定着を図ることを目的として、その資格取得に要する費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 この要綱による助成の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、申請日において小樽市の建築技術職員であって、次に掲げる資格について各登録機関への登録を完了した者とする。

- (1) 一級建築基準適合判定資格者
- (2) 一級建築士

(助成)

第3条 市長は、対象職員が前条各号に掲げる資格について、各登録機関への登録を完了したとき、当該対象職員に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項に規定する助成金の対象となる費用、助成割合及び助成限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一級建築士の資格の取得に係る講座の受講料 当該受講料の全額とし、50万円を限度とする。
- (2) 一級建築士の資格取得に係る受験の手数料 当該手数料の全額
- (3) 一級建築士の資格登録に係る手数料 当該手数料の全額
- (4) 一級建築士又は一級建築基準適合判定資格者の資格登録に係る免許税 当該免許税の全額

3 前2項に規定する助成金は、前条各号に掲げる資格取得について、同一の対象職員に対し、それぞれ1回に限り交付することができるものとする。

(申請)

第4条 前条による助成金の交付を受けようとする対象職員は、建築技術職員資格取得助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（交付を受けようとする助成金の対象となる費用に係るものに限る。）を添付し、1年以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 一級建築士の資格の取得に係る講座の内容及び受講料が分かる資料
- (2) 受講料の支払を証明できるもの（領収書等）
- (3) 各登録機関への登録を完了したことを証する書類（免許証明書等）の写し
- (4) 受験又は登録に係る手数料並びに登録免許税の支払を証明できるもの（領収書等）

(決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、助成金の交付の可否及び交付する助成金の金額を決定する。

2 前項の決定は、建築技術職員資格取得助成金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、申請した対象職員に通知するものとする。

(交付)

第6条 市長は、前条の決定に基づき、申請した対象職員に対し速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた対象職員について、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めるときは、その決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、病気、災害、その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付を受けた日から5年以内に職員の身分を失ったとき
- (3) その他助成金を交付することが不相当と認められる事実があったとき

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。